

裁判長  
認 印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 5 年 (行ツ) 第 3 9 4 号 平成 2 5 年 (行ヒ) 第 4 1 6 号
決 定 日	平 成 2 6 年 6 月 1 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	山 本 庸 幸 千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 4 年 (行コ) 第 3 9 5 号 (平成 2 5 年 5 月 3 0 日 判 決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主 文</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件上告を棄却する。</li> <li>2 本件を上告審として受理しない。</li> <li>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</li> </ol> <p>第 2 理 由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</li> <li>2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</li> </ol> <p style="text-align: center;">平成 2 6 年 6 月 1 3 日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 白 畠 琢 史 (印)</p>	